

著作権委譲に関する告知（お願い）

会員ならびに著者各位

電気製鋼研究会（以下「本会」）は、1925年の創刊以来、学会誌「電気製鋼」（以下「本誌」）を刊行して参りました。90年余の長きにわたり本誌を刊行できましたことは、偏に会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝いたします。

さてこのたび、本会は、本誌が独立行政法人科学技術振興機構の電子アーカイブ対象誌選定委員会により電子アーカイブ化の対象誌に選定されたことを受け、創刊号に遡って本誌の電子アーカイブ化を進めることといたしました。この電子アーカイブ化とは、誌面を電子データ化し、同機構のインターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾又は譲渡を必要とします。現在は投稿規程に論文などの著作権が本会に帰属する（委譲される）ことが定められておりますが、投稿規程内に著作権規程を定める以前に掲載された論文などについては、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、本会は、著者各位に対し著作権の委譲をお願いする所であり、著者各位には、何卒以下の3項目について承諾いただきたくお願い申し上げます。

1. 本会は、学術目的のため、該当する記事の全部または一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. 本会は、学術目的のため、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有する。現時点では、ホームページおよび本誌2007年第78巻第2号に掲載の本会の投稿規程の著作権規程に添った運用をする。
3. 上記1、2の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に当てる。

本電子アーカイブ化に際しては、全て論文などについて著作権の委譲を確認させていただく必要がありますが、本誌1925年創刊以来の全ての論文などについて確認することは極めて困難でありますので、著者各位から自らの論文などについて上記3項目について承諾できない旨お申し出いただいた場合を除き、著作権の本会への委譲について承諾されたものとして取り扱いさせていただきます。

本件にご承諾いただけない場合またはご意見、ご質問につきましては、2007年7月末日までに下記宛にお知らせください。また、何らかの事情で本告知を知る機会がなかった場合は、同期日後でも本会は誠意を持って対処いたします。

なお、本誌1996年第67巻から2006年第77巻までは既に電子アーカイブ化し、現在J-STAGE上で公開しております。事後になり誠に申し訳ありませんが、この間の論文などにつきましては著者各位に本会から個別にご連絡し、著作権委譲についてご確認させていただきます。

何卒、会員ならびに著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〒457-8545 名古屋市南区大同町2-30

大同特殊鋼（株）研究開発本部内 電気製鋼研究会事務局

TEL 052-611-9414 FAX 052-614-5812